

大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第21号

### 大和市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

大和市児童福祉法施行細則（昭和56年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「市長は、障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第29条」を「第29条第1項」に、「第30条」を「第30条第1項」に、「同法第32条に規定するサービス利用計画作成費、同法第33条に規定する高額障害福祉サービス費及び同法第76条」を「同法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費、同法第51条の18第1項に規定する特例計画相談支援給付費、同法第76条第1項」に改め、「補装具費」の次に「及び同法第76条の2第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費」を加え、「に関しては、」を「の実施に関し必要な事項は、市長が」に改める。

第3条第1項及び第2項、第4条並びに第16条第2項中「障害児」を「障がい児」に改める。

別表第1中「在宅障害児（者）」を「在宅障がい児（者）」に改める。

### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。